

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松 井 孝 治

京都市規則第 80 号

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則

京都市北部山間振興本部規則の一部を次のように改正する。

第5条第4号を次のように改める。

(4) 総合企画局デジタル化戦略推進室長

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(文化市民局くらし安全推進部文化市民総務課)